

(略)

| | | | |
|---------|---|---|------|
| 東京都監査委員 | 保 | 坂 | まさひろ |
| 同 | 中 | 村 | ひろし |
| 同 | 茂 | 垣 | 之 雄 |
| 同 | 後 | 藤 | 靖 子 |
| 同 | 小 | 粥 | 純 子 |

令和 8 年 3 月 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、事業者 A が交付を受けた介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金について、A は雇用する介護職員等に支給していないにもかかわらず都への返還を免れている疑いが強いとして、同補助金を返還させるよう求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

事業者 A について、令和 6 年度介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金の交付状況を確認したところ、事業者 A に同補助金は交付されていなかった。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第 2 4 2 条に定める住民監査請求として不適法である。